

<<<新旧対照表>>>

○多治見市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成23年6月17日告示第160号）の一部を改正する告示
新旧対照表

部署名：子ども支援課

新	旧
<p>○多治見市地域子育て支援拠点事業実施要綱 平成23年6月17日告示第160号 改正</p> <p style="text-align: right;">平成26年8月11日告示 第182号 令和2年4月1日告示 第109号 令和4年3月28日告示 第48号</p> <p>多治見市地域子育て支援拠点事業実施要綱 （目的）</p> <p>第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項の規定による地域子育て支援拠点事業を実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。</p> <p>（実施形態）</p> <p>第2条 地域子育て支援拠点事業は、地域子育て支援拠点事業を実施する全ての施設において、週3日以上、かつ1日5時間以上実施するものとする。</p> <p>（事業内容）</p> <p>第3条 地域子育て支援拠点事業においては、次の各号に掲げる全ての取組を実施するものとする。</p> <p>（1） おおむね3歳未満の者（以下「幼児等」という。）及びその保護者（以下「子育て親子」という。）が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置、子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動</p> <p>（2） 子育てに不安や悩み等を持っている保護者に対する相談及び援助</p> <p>（3） 保護者が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供</p> <p>（4） 子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者を対象とした、月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</p> <p>（一時預かり事業）</p> <p>第4条 地域子育て支援拠点事業を実施する保育</p>	<p>○多治見市地域子育て支援拠点事業実施要綱 平成23年6月17日告示第160号 改正</p> <p style="text-align: right;">平成26年8月11日告示 第182号 令和2年4月1日告示 第109号 令和4年3月28日告示 第48号</p> <p>多治見市地域子育て支援拠点事業実施要綱 （目的）</p> <p>第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項の規定による地域子育て支援拠点事業を実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。</p> <p>（実施形態）</p> <p>第2条 地域子育て支援拠点事業は、地域子育て支援拠点事業を実施する全ての施設において、週3日以上、かつ1日5時間以上実施するものとする。</p> <p>（事業内容）</p> <p>第3条 地域子育て支援拠点事業においては、次の各号に掲げる全ての取組を実施するものとする。</p> <p>（1） おおむね3歳未満の者（以下「幼児等」という。）及びその保護者（以下「子育て親子」という。）が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置、子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動</p> <p>（2） 子育てに不安や悩み等を持っている保護者に対する相談及び援助</p> <p>（3） 保護者が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供</p> <p>（4） 子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者を対象とした、月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</p> <p>（一時預かり事業）</p> <p>第4条 地域子育て支援拠点事業を実施する保育</p>

新		旧	
園においては、一時預かり事業を実施するものとする。		園においては、一時預かり事業を実施するものとする。	
2 一時預かり事業においては、多治見市一時的保育事業実施規則（平成18年規則第49号）第2条各号に規定する事業に準じ、保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる幼児等に対しての週3日を限度とした保育を実施するものとする。 （事業の実施施設等）		2 一時預かり事業においては、多治見市一時的保育事業実施規則（平成18年規則第49号）第2条各号に規定する事業に準じ、保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる幼児等に対しての週3日を限度とした保育を実施するものとする。 （事業の実施施設等）	
第5条 事業の実施施設等は、次のとおりとする。		第5条 事業の実施施設等は、次のとおりとする。	
実施施設	事業の名称	実施時間	実施をしない日
駅北庁舎	駅北親子ひろば	午前9時30分から午後4時30分まで	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
共栄保育園	共栄地域子育て支援センター	午前8時30分から午後4時30分まで	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
池田保育園	池田地域子育て支援センター	午前8時30分から午後4時30分まで	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
笠原保育園	笠原地域子育て支援センター	午前8時30分から午後4時30分まで	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
駅北庁舎	駅北親子ひろば	午前9時30分から午後4時30分まで	(1) <u>金曜日</u> 、土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
共栄保育園	共栄地域子育て支援センター	午前8時30分から午後4時30分まで	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
池田保育園	池田地域子育て支援センター	午前8時30分から午後4時30分まで	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
笠原保育園	笠原地域子育て支援センター	午前8時30分から午後4時30分まで	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
2 市長は、災害その他特別の事情があるときは、前項の規定により事業を実施すべき時間内又は日であっても、臨時に事業を実施しないことができる。		2 市長は、災害その他特別の事情があるときは、前項の規定により事業を実施すべき時間内又は日であっても、臨時に事業を実施しないことができる。	

新	旧
<p>3 市長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する事業を実施しない日においても、臨時に事業を実施することができる。</p> <p>(職員の配置)</p>	<p>3 市長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する事業を実施しない日においても、臨時に事業を実施することができる。</p> <p>(職員の配置)</p>
<p>第6条 地域子育て支援拠点事業には、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識及び経験を有する専任の職員を2人以上配置しなければならない。</p>	<p>第6条 地域子育て支援拠点事業には、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識及び経験を有する専任の職員を2人以上配置しなければならない。</p>
<p>2 市長は、事業に従事する職員を各種研修等に積極的に参加させ、指導技術の向上に努めるものとする。</p> <p>(関係機関等との連絡)</p>	<p>2 市長は、事業に従事する職員を各種研修等に積極的に参加させ、指導技術の向上に努めるものとする。</p> <p>(関係機関等との連絡)</p>
<p>第7条 市長は、他の同様に事業を行う者と互いに連携及び協力し、情報の交換及び共有を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第7条 市長は、他の同様に事業を行う者と互いに連携及び協力し、情報の交換及び共有を行うよう努めるものとする。</p>
<p>2 市長は、保育所、家庭児童相談室、児童相談所、保健センター、保健所、民生児童委員、児童福祉施設、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を密にし、本事業を円滑かつ効果的に行うように努めるものとする。</p> <p>(その他)</p>	<p>2 市長は、保育所、家庭児童相談室、児童相談所、保健センター、保健所、民生児童委員、児童福祉施設、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を密にし、本事業を円滑かつ効果的に行うように努めるものとする。</p> <p>(その他)</p>
<p>第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この告示は、告示の日から施行する。</p> <p>2 多治見市地域子育て支援センター事業実施要綱(平成22年告示第15号の2)は、廃止する。</p>	<p>1 この告示は、告示の日から施行する。</p> <p>2 多治見市地域子育て支援センター事業実施要綱(平成22年告示第15号の2)は、廃止する。</p>
<p>附 則(平成26年8月11日告示第182号)</p>	<p>附 則(平成26年8月11日告示第182号)</p>
<p>1 この告示は、多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正する条例(平成26年条例第19号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。</p>	<p>1 この告示は、多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正する条例(平成26年条例第19号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。</p>
<p>2 この告示の施行のために必要な準備行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。</p>	<p>2 この告示の施行のために必要な準備行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。</p>
<p>附 則(令和2年4月1日告示第109号)</p>	<p>附 則(令和2年4月1日告示第109号)</p>
<p>この告示は、告示の日から施行する。</p>	<p>この告示は、告示の日から施行する。</p>
<p>附 則(令和4年3月28日告示第48号)</p>	<p>附 則(令和4年3月28日告示第48号)</p>
<p>この告示は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>この告示は、令和4年4月1日から施行する。</p>
<p>摘要</p>	<p>改正理由</p>